

「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する 情報公表要請の受付について

令和 8 年 7 月 23 日
総務省公共サービス改革推進室

総務省公共サービス改革推進室では、本年 10 月上旬に実施予定の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集に先立ち、透明かつ公正な競争の下で、民間の創意工夫が適切に反映され、より良質かつ効率的なサービスの実現が可能になると考えられる具体的な公共サービスについて、当該公共サービスに係る情報の公表を求める要請を、民間事業者の皆様から募集します。

1. 募集する情報公表要請の対象

次のいずれかに該当する公共サービスの業務内容・実施体制・実施方法等に関する情報の公表要請を募集します。

- ① 国の行政機関等（※）が自ら実施している事業であるものの、民間に委ねることができると考えられる公共サービス
- ② 既に国の行政機関等（※）から民間委託されているものの、市場化テスト（下記 2 参照）の実施により競争性が改善されると考えられる公共サービス（より多くの事業者の参入が見込まれるもの等）
- ③ その他、本年 10 月上旬を目途に実施予定の「公共サービス改革基本方針の見直しに関する意見募集」に対応するため事前の情報公表が必要なもの

（※）「国の行政機関等」には、国の行政機関のほか、独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び特殊法人（株式会社であるもののうち、株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫を除いたものを除く。）が含まれます。ただし、国の行政機関のうち、人事院及び会計検査院は対象外です。

なお、国会（立法）、裁判所（司法）及び地方公共団体の実施する公共サービスは本募集の対象には含まれません。

2. 情報公表要請の公募の趣旨・目的

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「法」という）は、国の行政機関等が実施する公共サービスについて、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札（いわゆる市場化テスト（※））に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的としています。

当室では、法に基づき毎年度、民間事業者から意見聴取したうえで「公共サービス改革基本方針」の見直しを行い、市場化テスト（※）の対象とする事業を選定していますが、この見直しにおいて、民間事業者から具体的かつ実効性のある提案をいただくため、総務省は、国の行政機関等に対し、公共サービスの業務内容等に関する情報の提出を求め、インターネット等により公表

することが定められています（法第7条第4項及び第9項）。

総務省では、今年度の「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見聴取を、本年10月上旬から行う予定としておりますが、これに先立ちまして、民間事業者から、業務内容等の情報の公表を希望する公共サービスについての要請を募集するものです。

（※）市場化テストとは、「官」と「民」で競争入札を行う官民競争入札又は「民」のみで競争入札を行う民間競争入札において、入札の実施要項（仕様書等の入札関係資料）等の作成を通じて競争性を確保し、質・価格の両面で優れた者がサービスの提供を担うことを目的とする仕組みであり、実施要項の作成等に官民競争入札等監理委員会が関与します。

■ 参考情報

過去に市場化テストの対象となった事業については、当室ホームページ「法に基づく入札の対象外とされた事業一覧」を御覧ください。

（URL：https://www.soumu.go.jp/main_content/001016223.pdf）

3. 募集期間

令和8年7月23日（木）から8月21日（金）まで

4. 提出方法

以下のいずれかの方法にて御提出をお願いします。

① インターネット（下記 e-Gov のページリンクからアクセスしてください。）

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

※ページ上部の「案件一覧」タブを選択いただき、「意見募集案件」の検索欄にキーワードとして、案件名（「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する情報公表要請の受付について）を御入力の上、検索いただきますようお願いいたします。

意見提出フォームに以下の事項を記載の上、提出してください。

- ・氏名（法人・団体等の場合は、法人・団体名、部署名及び担当者名）
- ・住所
- ・電話番号、電子メールアドレス
- ・情報の公表要請をする事業（具体的な事業名等）
- ・要請の理由

【例】現在〇〇省が実施している△△事業について、市場化テストを実施することで、業務の質の改善や経費の削減等が図られるのではないかと考えていることから、△△事業の現状について情報の公表を求める。

② 電子メール

要請書（別紙様式）に御記入いただいた後、PDF形式に変換したファイルを電子メールに添付の上、下記アドレスに送信してください。

③ 郵送

記入済みの要請書（別紙様式）を下記宛先に送付してください。

また、封筒の表面に「情報公表要請書在中」と朱書きしてください。

<宛先>

総務省 公共サービス改革推進室内 意見募集担当

住所：〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎1階

メールアドレス：kousa●soumu.go.jp

※迷惑メール防止対策のため、●を、@に置き換えてください。

5. 今後の流れ

お寄せいただいた要請については、その内容を確認の上、具体的な公共サービスに関する情報の公表を求めるものについて、公共サービス改革推進室から、関係行政機関等に対し、情報公表資料の提出依頼を行った上で、当室ホームページ（※）及び e-Gov にて国の行政機関等の公共サービスに関する以下の情報を公表します。

<公表予定の情報>

- ① 事業の内容（事業概要、業務量等）
- ② 実施体制（人員、事業所数等）
- ③ 実施方法（具体的実施方法、業務の性質上重視される事項）
- ④ その他、参考となる情報

（※）URL：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/koukyo_service_kaikaku/momiji/2016/jouhou.html

その後、令和8年10月上旬に「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見の募集を行う予定です。

6. 留意事項

- ・ 要請内容の詳細等を確認するために、当室から情報公表要請書に記載された連絡先に問合せをさせていただく場合があります。
- ・ 郵便事故や通信事故により未着となった要請書については、受け付けかねます。なお、当室より到着した旨の御連絡はしておりませんので、到着確認を御希望の場合は、当室までお電話ください。
- ・ 御提供いただいた個人情報は、要請内容の確認等、本募集に係る連絡目的に限って利用し、「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正に管理します。

7. 問合せ先

総務省公共サービス改革推進室内 意見募集担当

T E L：03-5501-2046

受付時間：平日 9:30～18:15